

地方消費税の引き上げ分に係る地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充てられる経費

地方消費税交付金 500,801千円のうち

(歳入) ・地方消費税交付金(社会保障財源化分) 224,544 千円

(歳出) ・社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費 5,197,167 千円

【社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費】

(単位:千円)

款	項	目	事業費	財源内訳					
				特定財源			一般財源		
				国県 支出金	地方債	その他	地方消費 税交付金 (社会保障 財源化分)	その他	
3.民生費	1.社会福祉費	1.社会福祉総務費	350,451	125,125		62,408		162,918	
		3.老人福祉費	657,568	5,112		14,069	104,140	534,247	
		4.社会福祉施設費	73,150			39,899		33,251	
		5.人権・同和対策費	6,735	321				6,414	
		6.重度障害者医療対策費	102,057	40,746				61,311	
		7.障害者対策費	761,127	532,241		529		228,357	
		8.介護保険対策費	403,255	11,684			63,877	327,694	
		9.地域支援事業費	105,238	5,478		83,823		15,937	
	2.児童福祉費	1.児童福祉総務費	41,935	4,016		5		37,914	
		2.児童措置費	657,581	482,906				174,675	
		3.子ども医療対策費	64,286	29,002				35,284	
		4.ひとり親家庭等医療対策費	21,262	10,287				10,975	
		5.民間保育所費	254,509	143,036		37,109		74,364	
		6.一般保育所費	482,283	2,860	11,000	121,906	56,527	289,990	
		7.広域保育所費	8,974	4,666		1,745		2,563	
		9.放課後児童対策費	40,775	27,240		205		13,330	
	3.生活保護等対策費	1.生活保護等総務費	91,580	15,535				76,045	
		2.扶助費	589,722	500,375		9,475		79,872	
	4.衛生費	1.保健衛生費	1.保健衛生総務費	329,520	400		1,158		327,962
			2.予防費	88,667	3,429				85,238
			3.健康増進対策費	41,896	1,310		7,056		33,530
6.食育対策費			2,974			32		2,942	
合 計			5,197,167	1,958,478	11,000	379,419	224,544	2,623,726	

※ 本表は、「引上げ分に係る地方消費税収の用途の明確化について」(平成26年1月24日付総税都第2号)に基づき作成するものであり、消費税率引上げ分について、社会保障政策に要する経費へ充当していることを明示するものである。